## 第17回定例委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名(河盛委員)

教 育 長 ) ここでお諮りいたします。

第15号議案「芦屋市立打出教育文化センター条例の一部を 改正する条例の制定について」、報告第21号「令和5年度教 育委員会関係補正予算について」は市議会提出議案のため、非 公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

教 育 長 ) ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第1、第15号議案「芦屋市立打出教育文化 センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と します。

提案説明を求めます。

打出教育文化センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

打出教育文化センターの位置づけは従来と変わらないのですか。

打出教育文化センター所長) 教育施設として変わりはございません。

教 育 長 ) 責任者は所長ですね。

打出教育文化センター所長) はい。

教 育 長 ) 使用料が「市長は」となっていますが、なぜ市長になった か、もう1回説明してもらえますか。

打出教育文化センター所長) 使用料については、もともと市長の職務権限となっており、 今回条例を改正するにあたって、市長と教育委員会の権限を明 確化するため、明記したものです。ただ、教育委員会の施設で あるため、「芦屋市長の権限に属する事務の事務委任に関する 規則」により、教育委員会規則で定めることで使用料の減額及 び免除等を教育委員会名で行っています。改正前の条例では、 教育委員会規則のみの表記となっていたため、執行機関ごとの 権限を明確化するために使用料に「市長は」と整理をしました。

教 育 長 ) ということは、そもそも今回移ったからではなくて、ここ は最初から「市長」にしておいたらよかったということですね。

打出教育文化センター所長) 明記することで明確化したということです。

以前もお話ししたかと思うのですが、のびのび学級のお子さんがいらっしゃるので、戻ってこられて、また、環境が変わっていると思います。周りの市民の方も来られるということで、その辺り、ケアをしっかりといただきたいというお願いになります。

また、文化活動や市民相互の交流の場の追加で、ますます発展的な打文になると思うのですが、来られる人数が多い分、職員さんの対応は大変になると思いますので、その辺りは、人数

がどう増えるか、委託業者の方が増えるかというお話はあるの でしょうか。

新出教育文化センター所長) 職員の人数が増えることか分からないですが、ただ、予約システムが導入されることや、夜間の開放時間・日数が増えることで、業務委託の方が見回りを兼ねながら掃除をしていただく

ことを、現時点では予定しています。職員の数は変わらないで

すが、そういう方向性では動いております。

極楽地委員) 4月以降の人事なので分からないと思いますが、来られた 市民の方々も、子どもたちが満足してお使いいただけるような 施設になればいいなと思っておりますので、よろしくお願いい

たします。

河 盛 委 員 ) 第7条で、使用許可の話が書いてあるのですが、別にこれに限らず市民センターなどもそうですが、ほかの自治体で、公 共の建物に対して、使用を拒否してもめることが時々ありますが、そういうことは今までなかったですか。

打出教育文化センター所長) 今まででも、初めて貸室を借りる方には、この施設がのびのび学級の子どもたちがいて、研修施設があり、大きな音が出せないことや、使用できない期間がある程度ありますと説明しております。そこを納得していただいて借りていただくことをしておりますので、その点についても引き続き、この施設はこういう施設で、いろいろ制限がありますという説明をしていきながらやっていきたいと思っています。今までもそういうもめごとは、特にありませんでした。

河 盛 委 員 ) 第 6 条の料金のことで、現行から変更されているようですが、どのような意図ですか。

打出教育文化センター所長) 現行の料金システムは、例えば朝の大会議室でしたら3時間で4,370円になっておりますが、1時間単位で使用できることによって、利用者が利用しやすくということの提案になり

極楽地委員) 今の話、施設利用についてお伺いしたいですが、これは 1時間単位で借りられるという認識でよろしいでしょうか。

ます。使用料金としては現行と変わらない単価です。

打出教育文化センター所長) おっしゃるとおりです。

極楽地委員) では、9時から10時までとか、9時から11時まで借りて、引渡しで11時からまた2時間借りる、別の方が借りることも可能で、細かく新システムで予約をして、柔軟に対応できるということですね。

打出教育文化センター飛り 今までも、自治会同士でしたら同じ日に大会議室を使いたいときは、両者の協議の中で1.5時間ずつとか、そういうことは実際あったのですが、1時間単位にすることによって、利用者の方々が利用しやすくなると考えております。また、午後は4時間の枠を設けているのに、2時間しか利用なく、あと2時間が空きになっていることもありました。今後、自習スペースとしての活用も考えておりますので、細かな設定をすることによって、利用できる時間帯が増えてくるのかと考えております。

極楽地委員) よりフレキシブルに対応できるようになって、すごくありがたいなと思います。これは子どもたちだけでも、何歳以上で借りられるという制限はありますか。

打出教育文化センター所長) 貸室を借りるときには基本、登録をしてもらうことになりま すので、年齢制限までは考えていなかったのですが、ただ、中 学生・高校生ですと自習スペースは、特に貸室を借りるような 手続は要りませんので、自由にそのスペースは使っていただくと考えております。

森川委員) 原案段階では、使用許可の制限として記載されていた内容 がないように思われるのですが、それを外されたのは、どうい った理由からでしょうか。

打出教育文化センター所長) そこまで明記しなくても、例えば第7条で「その他教育委員会が不適当と認めるとき」で十分対応できると考えております。 また、明記することで、必ず施設として対応しなければならないこともあり、削除しました。

今後、スマートロック等が設置されますので、それが壊された場合の対応などについて検討を重ねましたが、民法で対応できると関係課に確認し、最初に提案していたものを削除したということになります。

教 育 長 ) そういう文言は、他市でも書いてあるのですか。

打出教育文化センター所長) 他市では数例あるのですが、大部分はないと確認をしております。

森川委員) 公民館設置条例には書いてあるのですが、その関係もあっ たので、原案で入れられたのかなと思ったのですが。

打出教育文化センター所長) 当初、公民館を参考にしながら入れさせてもらっていたので すが、先ほど言ったような経緯で、今回は外しております。

教 育 長 ) 森川委員から指摘があったように、同じ市の施設なので、 施設によって文言の書き方に差があってはいけないと思います。

森川委員) 1条の目的で、「教育に関する研究等を行うとともに」で、「教育に関する研究」については明記いただいて、それ以外も研修や教育相談など、とても重要な事業だと思いますが、教育

に関する研究だけをあえて明記された理由として、何かあった ら教えていただけたらと思いまして。

打出教育文化センター所長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、文言としては、「教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修」という文言がありますので、委員おっしゃるとおり、「等」の中には研修であったり、のびのびの不登校の児童・生徒に関わることであったり、教育相談であったりを含んでいます。

森川委員) 他市さんだと、不登校で、例えばのびのび学級、適応教室についての条例を独自に設けているようなところもあるようです。のびのび学級に通われている方が近年、急増しているとお聞きしているところですが、芦屋市では、条例などは制定されていないと思います。

今回の条例の事業の目的の中に明記いただけて大変よかったなと思うのですが、将来的には、のびのび学級についての条例など独自に設ける必要があるのかなと思ったりはしています。 独自の条例や、そういったものもつくって、きちんと位置づけて、それを市としてやっていきますと、姿勢がアピールされるのかなと思ったりもしているところなので、感想としてお伝えさせていただきました。

教育部参事)

そもそもの打出公園との一体化のプロジェクトの中であるときから、打文の指導主事だけではとても無理な話でして、利用としては研修であったり研究であったり、のびのび学級の子どもたちがいます。今、所長と話しているのは、施設全体の業務量のうち、打文の業務が6割で、図書の分室が大体2割ぐら

い。残りの2割が自治会さんや、いろいろな貸し室の利用です。

今回、一体化の中で、どこが対応するようなことがすぐに言えないところがありまして、結局、施設長は指導主事なのですが、にぎわいだとか、シェアキッチンとか、イベントを企画するとか、それはちょっと指導主事としての本来業務とは違うと個人的には思っています。それは、関係する課長同士がしっかり連携を取ってやっていくものと考えています。イベントをするのは、さすがに指導主事では大変なところがございます。

市長部局の方が兼務か何かで配置されるかどうかは分かりませんが、そういう地域イベントを主体的に開催されるのなら別ですが、研修のEducation Dayなど、教育イベントとは意味合いが違いますので、要は夜間のトイレをどうするとか、そういったところも含めて教育職である指導主事ではなかなか難しいです。

そこは連携で一緒にやっていきましょうということで、課長 同士で調整してもらっています。

極楽 地委員) 心配していたことがその点であったので、今、参事からお 伺いしまして、少し安心いたしました。新しい体制になると何 か弊害が出てくると思いますので、その都度、無理がないよう にしていただきたいのは、市民もそうです。職員の皆さんが働きやすい環境に、ぜひしていただきたいと思っております。よ ろしくお願いします。

教 育 長 ) 市民の文化活動及び市民相互の交流の場の提供に関することになっているので、「場の提供」です。トイレを活用してもらうのは、それは活用してもらったらいい、貸し室業務もした

らいい。いろいろなイベントを主催するのは別です。

極楽 地委員) 去年から、教育施設ということで、学校の先生方が集まる 研修機関として、本来の一番の趣旨のところであるところも強 化する、リニューアルはいいタイミングかなと思いますので、 先生方も集まれるような温かい場所になればいいなと思ってお りますので、ぜひ学校園の皆様、先生方にも御周知を、再度お

打出教育文化センター所長)

今回の改修で、特に書庫の部分は5つ書庫を取りまして、少しスペースができましたので、資料を自由に見られるようなスペースとして活用していきたいと考えております。あと大会議室とのびのび学級に、学校と同じ学習回線を引きまして、のびのび学級の子どもたちも、オンラインで授業ができたり、研修としても、今までタブレットを活用した研修は4、5台程度しかつながらなかったのですが、そこを整備することによって、よりICTを活用した研修も充実したりできるかと考えております。

願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

極楽地委員) ありがとうございます。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。 これより採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

〈第15号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)〉

教 育 長 ) 続いて、日程第2、報告第21号「令和5年度教育委員会 関係補正予算について」を議題とします。

提案説明を求めます。

管 理 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極楽地委員) 6ページの保育所等による性被害の件ですが、市民や保護者が心配している声が高まってきていましたので、お応えいただけることに感謝を申し上げます。

こちらは、具体的にはどういった内容になるか、もう1度御 説明お願いしてもよろしいですか。

極 楽 地 委 員 ) 園の希望を聞いて、その園に必要な物をこちらで対策いた だけるということですね。

管理課長) その予定にしております。

極楽地委員) よろしくお願いいたします。

河 盛 委 員 ) 精道小学校の放課後児童クラブのプレハブ施設に係る賃貸借は、どういうことになっていますか。

青少年育成課長) 令和5年度から令和6年度への繰越明許の中で、「精道小学校放課後児童クラブのプレハブ施設に係る賃借料」で、約7, 000万円を計上しております。

令和5年度で、当初、約1億1,600万円で補正予算を計上させていただいておりました。実際の契約金額が、補正予算額を大幅に下回ったため減額しております。

河 盛 委 員 ) 実際に、令和5年度に決算で使われる金額はどれぐらいですか。

青少年育成課長) 建物を市が引渡しを受けた段階でお支払いする契約になっています。当初は3月末の引渡しを予定しておったのですが、昨今の資材不足ですとか人材不足等ありまして、3月末の引渡しが難しいということも出てまいりましたので、今回、令和5年度に補正予算で計上した金額を令和6年度に繰越しさせていただいて、令和6年度に引渡しを受けた段階でお支払いする予定です。令和5年度の支払いは結果的にゼロになります。

河 盛 委 員 ) 令和5年度はゼロで、総額はどうですか。

青少年育成課長) 5年間の総額で約6,500万円になります。建設に係る金額につきましては、令和5年度に予算を取っていたものを繰り越して、令和6年度にお支払いをします。それとは別に、令和6年度からの5年間お支払いする賃料を1年分ずつ、毎年予算計上をする形になっております。

青少年育成課長) 今回の建物につきましては、事業者が建物を建てて、建物 の所有自体は事業者になります。

河 盛 委 員 ) 建設費を払うのは事業者ではないのですか。

青少年育成課長) 事業者が建てたものに対して、それに応じた金額を、市が リース料としてお支払いする形になります。

河 盛 委 員 ) そうですね。だから、建設費自体は事業者が払う。こちらは、あくまでもリース料を払うだけですね。

青少年育成課長) 今回は、全部リース料ですが、建設費相当のリース料を最

初にまとめて払う、あと毎月のリース料を5年間お支払いして、 最終、解体が終わった後に解体費相当もリース料としてお支払 いする形になります。

河盛委員) ちょっと分かりにくかったので。

青少年育成課長) 実際、市からお支払いするのは、賃借料という形で、リー ス料としてお支払いする金額になります。

教 育 長 ) そういうことですね。

森川委員) 図書館振興財団助成金が出たということですが、打出分室 リニューアル事業について、採用決定があった。どこが重視されたのかとか、採用理由は何か聞いておられますか。

図書館長) 図書館振興財団は、毎年、財団が決めたテーマに即した事業に対する助成先を募集しています。

今回、「図書館運営に対する助成」という項目がございましたので、打出分室をリニューアルするに当たって、助成していただけないかと申請をしまして、一次審査が書類審査で、二次審査が面接、ZOOMでの審査ですが、それを経まして、助成の決定をいただいたということです。

教 育 長 ) ここがすごいなというコメントはありますか。

森川委員) それは聞いておられないということですか。

図 書 館 長 ) 打出分室をリニューアルするに当たりまして、今現在、打 出分室は限られたスペースですので、分室内で座って読書する スペースが少ない状況です。

> 今回、図書にICタグを貼り付け、セキュリティゲートを打 出教育文化センターの出入り口に設けることによって、事前に 本の貸出し処理をしなくても、打出分室からロビーに本を持ち

出して、日本庭園をご覧になりながら自由で豊かに読書していただいく環境を整えたい、そういうスペースを設けることができるということで、この事業に助成をいただけないかということをお願いいたしました。

- 極楽地委員) 今回、社会教育の、例えばスポーツ施設などが市長部局に 来年度移管されると思いますが、教育費寄附金やスポーツ振興 基金寄附金で記載があるのですが、これは何か今年度の補正予 算、来年度の予算について、款項目か何かが変わってくるよう な、このままずっとここで変わらないものでしょうか。
- 管 理 課 長 ) まだ、詳細は確定していないですが、移管することによって、所管自体が市長部局の、例えばどこどこ課になりますので、基金の関係も、所管もどこどこ課が引き受ける形になります。
- 極楽地委員) 予算については変わらずに、ここの款項目で上がってくる 形ですか。
- 管理課長) それは、教育費から別のところに移動するかどうか。
- 極楽地委員) 市長部局の項目に移行されるのか、ちょっと気になるところでして。
- 管 理 課 長 ) 教育振興基金に関しては、教育のほうに残ると思いますが、 スポーツ振興基金については、市長部局に移る可能性があると 思います。
- スポーツ推進課長) 詳細については、まだ財政課から聞いておらないので。恐 らく教育費に残るのはないという思いは持っております。

教 育 長 ) 所管が変わることによって、寄附金に関しては、そこの項 目自体が教育費寄附金という形から、文化振興とか新たな項と して、外から見ても理解しやすい形に調整中ということですね。 極楽 地 委 員 ) ありがとうございます。

森川委員) 寄附金ですが、前年と比べて、教育振興基金や電子図書環境整備事業寄附金など、スポーツ振興基金も増えているように思いますけど、そういう理解でよろしいのでしょうか。前年はホームページで見た限りなので分からないですが、それがもし増えているとすれば、理由のようなものがあるのでしょうか。

管理課長) 例えば、11ページの下段の寄附金追加だと思いますが、 こちらについては、純粋に令和5年度に寄附をいただいた分を 積み立てています。一部、令和4年度の寄附もありますが、純 粋に寄附金でいただいたものが年々多かったり少なかったりが あるので、その差だと思っていただければと思います。

森川委員) 特に理由になるものは、明確な理由はない。

管理課長) ないです。年度年度で寄附される方のニーズというか、人気のものがあったりするので。

森川委員) 分かりました、ありがとうございます。

極楽 地 委 員) ふるさと納税で、教育についての寄附、新しい項目で市長が出されたものは関係なくて、来年度から反映されるものでしょうか。

管 理 課 長 ) PEACEプロジェクトについては教育振興基金となっています。ふるさと納税のメニューの中に、教育振興基金に入れていただけるメニューがあるので、例えば11ページも、教育振興基金の中には、もしかしたらPEACEプロジェクトのホ

ームページを見られて、御寄附をいただいている方も既におられる可能性はあります。

極楽地委員) 逆に、先ほどの寄附で見られて、その辺が周知できて、寄 附してみようという方が増えている可能性もありますか。

管 理 課 長 ) なくはないですが、寄付されたかたの目的は分からないです。

極楽地委員) 周知ができ始めているのかなというところが反映していればいいなという希望です。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第21号「令和5年度教育委員会関係補正予算について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長 ) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長 ) 閉会宣言